

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充

職業（所属・勤務先）税理士の団体

住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木ビル 401号

電話番号 (03) 3356-2916

( 団体の場合は担当者名もご記入ください )

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるように明記してください）

### 2頁（1）背景

社会保障制度や税制に対する国民の信頼を得るには、給付や負担の公平性を実感してもらうことが重要である。その観点から、給付や負担の基準となる所得等の情報を的確に把握し、それに基づいた制度運営を行うことが求められている。

### 3頁（2）課題

法定調書（取引情報）のうち名寄せが困難なものについては活用に限界がある。

### 7頁（2）所得把握の精度の向上等の実現に関するもの

税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について。「番号」又は「法人番号」を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能になり、より正確な所得把握に資する。

### 意見内容

番号制導入が、莫大な費用やさまざまなリスク負担に見合うほど、税制度の公平感達成や、所得の申告漏れ、所得把握の精度向上に資するものであるという根拠が示されておらず、実証的な根拠や数値的な考え方を示すべきである。

### 理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

わが国においては、給与所得者に対しては源泉徴収制度及び年末調整制度が、事業所得者に対しては申告納税制度のもと確定申告制度が採用されている。申告納税制度とは、納税すべき税額が納税者の申告によって確定することを原則とする制度で、この正確性を担保することを目的として青色申告制度、帳簿書類の備付義務、課税当局による質問・検査権、租税罰則などが採用されている。したがってこうした枠内での所得把握は相当程度まで正確に行われていると考えられる。

税制度の不公平感は、こうした枠内でのわずかな把握もれや申告もれに起因するものではなく、たとえば金融・証券税制における金融資産への過度の軽減措置や相続税における基礎控除額の高さなどによるものが大きいと考える。

この点を考慮すれば、莫大な費用やさまざまなリスク負担を伴う番号制度の導入が、それに見合う程度まで税の不公平感払拭に役立つものかどうかは疑問が残る。番号制導入が、どの程度、所得の申告漏れや所得把握の精度向上に資するもので、どの程度、税の公平感達成に貢献するものか、実証的な根拠や数値的な考え方を示されない限り、安易に番号制導入を受け入れることはできない。

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。